

令和8年度 編上げ消防ゴム長靴(消防団員用)
購入仕様書

[東邦ゴム KY2800]
(例示品)

1. 総則

この仕様書は、能登町消防団が現場活動に使用する編上げ消防ゴム長靴の購入について、必要な事項を定める。

2. 品名

編上げ消防ゴム長靴(消防団員用)[東邦ゴム KY2800]

3. 納入場所

石川県鳳珠郡能登町字宇出津カ字1番地1 能登消防署

4. 納入期限

令和8年11月30日(月)

5. 規格

JIS T8101(安全靴)基準対応、踏抜防止、鋼製先芯、2026年製造のものとする。

6. 大きさ

本品の大きさはJIS S5037(靴のサイズ)に規定する呼び寸法による。

7. 使用材料

(表-1)

部 品		材 料
ゴム部	胴部及び甲部	配合ゴム(黒)
	表 底	配合ゴム(黒・安全靴用底配合)
	爪先及び補強部	配合ゴム(黒)
	中底部	配合ゴム(中底用)
布 部	胴裏布	スフメリヤス(グレー)
突刺し防止布(ケブラ)	前甲部 後甲部	パラ系芳香族ポリアミドのフェルト ・厚さ:約1.5mm以上 ・突刺し抵抗:147N以上
先 芯		金属又は同等の強度を有するもの。
踏抜き防止板		ステンレス板、厚さ 0.4mm
靴ひも		ナイロン袋編み 両端熱焼付け処理を施したもの。
ファスナー		合成樹脂製 コイルファスナー、つまみ紐付
ファスナー引き手紐		・長さ～10cm ・ワックス処理し、端末は金属カシメを施したもの。
鳩 目		アルミニウム製 #18:黒色
反射テープ(背筋・補強部)		レモンイエロー:巾10mm
中敷き		カップインソール

8. 品質

8-1 構造 本品は形状が均整で、次の各項に適合するものでなければならない。

- ① 裏付で、爪先を保護する先芯を入れ、前甲部及び後甲部分に、突刺防止布(ケブラ)を設け、靴底に踏抜き防止板を入れたものとする。突刺し防止用のフェルトは、踏抜き防止板に最下部がかかるように取付ける。形状は(概要図-1)の通りとする。
- ② 爪先の甲部分の上部に補強用の爪先ゴムを貼り付ける。爪先ゴム表面にはローレットをかける。
- ③ 先芯の内側から後端部内側にかけては、布及び緩衝性のあるゴム等で内貼りする。
- ④ 胴ゴム外側横に切り込み(水除け付)を入れ、ファスナーを斜めに取付けることによって、より迅速な装着ができる構造とする。
- ⑤ 胴ゴム前側に切り込み(水除け付)を入れ、靴紐により甲部分、脛部分及び足首部分を着用者に合わせて、締め付けられる構造とする。
- ⑥ 表底は黒色でプレス加工により耐久性及び摩擦力にすぐれた意匠を施した安全靴用配合底とし、サイズ及び製造業者名(略号)を表示したものとする。
- ⑦ 長靴の踵部にキックスタンドを取付ける等して、脱ぎやすい構造であること。
- ⑧ 色は全体を黒色とする。
- ⑨ 背部及び底周辺の補強部分にレモンイエロー色の反射テープを容易に剥離しないように取付ける。
- ⑩ 長靴内部にはクッション性に優れた、カップインソールを挿入する。

8-2 厚さ 甲被、靴底各部の厚さは(表-2)に適合しなければならない。

(表-2)		(単位mm)
表	底	胴
不踏部	踏付主要部 (山を含む)	
2.8以上	8.0以上	

8-3 寸法 本品の寸法は次表に適合しなければならない。

(1) サイズ(単位:cm)

24.0	24.5	25.0	25.5	26.0
26.5	27.0	28.0	29.0	

(2) 後丈寸法(単位:cm、寸法許容差±0.5cm、長靴サイズ26.0cmで実施)

(表-3)			
サイズ	27.5	後丈	27.0

(3) 足首等の寸法(単位:mm、寸法許容差±5mm、26.0cmで実施)

(表-4)		
足 首	ふくらはぎ	履 口
285	335	345

8-4 性能 本品はJIS T8107:2020「安全靴・作業靴の試験方法」により試験し(表-5)に適合しなければならない。

(表-5)

項 目		規 格	試験方法
表底の試験	引張試験	引張強さ(MPa)	8 以上
		伸び(%)	300 "
	老化試験	引張強さの変化率(%)	-20~20 "
胴及び甲ゴムの試験	引張試験	引張強さ(MPa)	15.7 "
		伸び(%)	500 "
	老化試験	引張強さの変化率(%)	-20~20 "
完成品の試験	漏れ防止試験	気泡が連続して出てはならない	
	耐衝撃性及び耐圧迫性試験		L種適合品
	耐踏抜き性試験	くぎが貫通したときの力(N)	1,100以上

(概要図-1)



(外 胛)



* 突刺し防止布(ケブラ)貼付範囲

(内 胛)

9. その他

(1) 納入物品は、全て新品・未使用品とすること。また、物品の納入後、縫製不良などの製作過程での不備による不良品については、受注者の責任において、取替え又は修繕すること。

(2) 本仕様で示す、例示品以外の同等品で応札する場合は、次の通り手続きし、承認を得なければならない。

①同等品申請書兼承認書(別紙参照)及び、関係書類の提出。

※関係書類とは、カタログ、仕様書、価格表等とする。

②同等品申請書兼承認書による承認。

③手続き先：能登消防署

④承認者：能登消防署長

⑤提出期限：令和8年10月5日(月) 正午